幼児教育・保育の無償化
預かり保育（幼稚園・認定こども園）

幼稚園・認定こども園（１号認定）の在籍園児で、申請により保育の必要性の認定を受けた場合、以下のとおり預かり保育の料金が無償となります。

対象	上限額
３歳児クラス～５歳児クラス	利用日数×490円 月額12,300円まで無償化
満３歳児クラス（住民税非課税世帯） ※満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間	利用日数×490円 月額17,700円まで無償化

（１）認定申請

預かり保育を利用するための、「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けるためには以下の書類に記入の上、申請が必要となります。在籍している幼稚園、認定こども園を通じて、恵庭市へ提出してください。

【提出書類】

■**認定申請書**：「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

■**添付書類**　：「就労証明書」等　⇒「保育の必要性」を証明する書類（下図参照）

【「保育の必要性」を証明する書類】

	保育を必要とする事由		必要な書類
1	就労		就労証明書（**月４８時間以上**）※
	就労（自営業、事業主、内職）		就労証明書※ ＋ 営業許可証や開業届出書等（写）
2	妊娠・出産（出産前８週、後８週）		母子健康手帳等（写）　出産予定日・出生日記載ページを含む
3	保護者の疾病・負傷		(診断)意見書※ ＋ 理由書※
	保護者の障害	障害による手帳等の交付を受けている	障がい者手帳や療育手帳等（写）
		障害による手帳等の交付を受けていない	診断書または意見書※＋理由書※
4	介護、看護		理由書※ ＋ 診断書または障がい者手帳や介護保険証（写）
5	災害復旧		罹災証明書
6	求職活動		求職活動申出書※
	求職活動（起業準備）		理由書※等
7	就学		在学証明書や受講証明書等＋時間割表（写）
8	その他（育休含む）		理由書※等 （育休の場合は育児休業期間が明記されている就労証明書）

※は恵庭市指定様式

●就労証明書は勤務先に提出し記入し証明いただくものです。申込者ご本人が記入するものではありません。

●就労証明書は、認定希望開始日から3ヵ月以内の証明日のものが有効です。

（２）利用料の給付請求について

【利用料の請求と給付の流れ】

①利用者から在籍園に対して利用料の支払い

②在籍園から「提供証明書」、「領収書」を受け取る

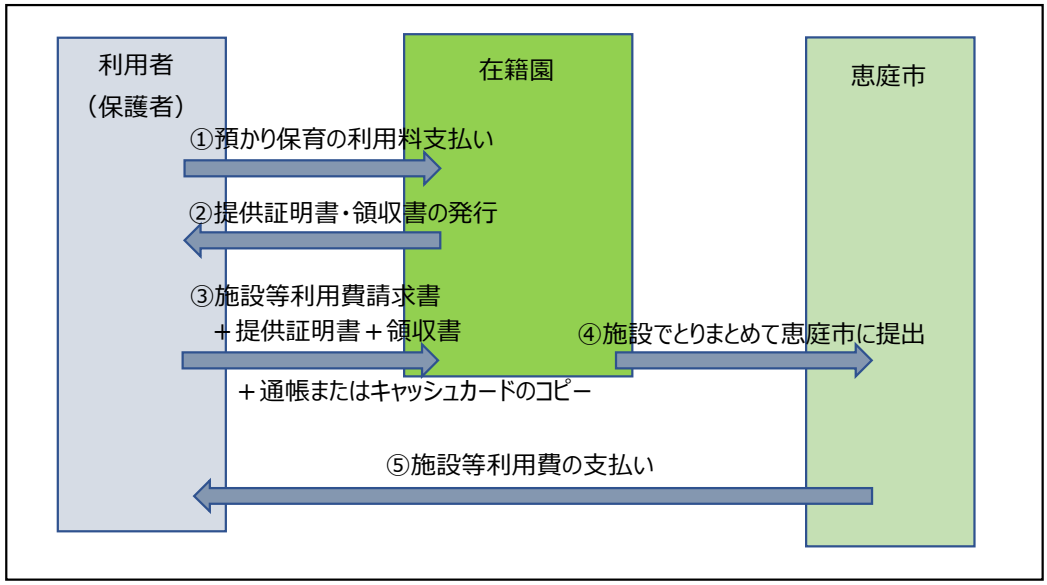
③「施設等利用費請求書」、「提供証明書」、「領収書」を在籍園へ提出

※1回目の請求時には通帳またはキャッシュカードの写しの添付も必要となります。

④在籍園でとりまとめて、恵庭市（幼児保育課）へ提出

⑤恵庭市（幼児保育課）で請求書等を確認し、利用者の指定口座へ振り込み

※四半期毎の請求となり、請求日程については、恵庭市のHPにて随時更新を行います。



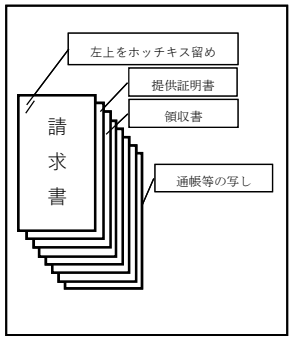
※恵庭市外の園を利用している場合は、直接恵庭市へ請求書を提出いただくことも可能です。

【提出書類】

・下記書類をホッチキスで留めて提出してください。

（上から、請求書、提供証明書、領収書、提供証明書・・・通帳等の写しの順）

※提供証明書、領収書は古い順に上から添付



■請求書

■提供証明書（原本のみ）

■領収書（写し可）

■通帳またはキャッシュカードの写し（1回目の請求時のみ）

（通帳は見開き、キャッシュカードは表面の写し）

●ゆうちょ銀行　　：銀行名、口座名義人、口座番号、通帳記号

●ゆうちょ銀行以外：銀行名、口座義名人、口座番号、支店名または支店番号

がそれぞれわかるような写しの提出をお願いいたします。

問合せ先：恵庭市子ども未来部幼児保育課

TEL:0123-33-3131（内線1233・1251）

恵庭市公式ホームページ:https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/